



JASDAQ

平成24年9月20日

各位

会社名 株式会社パレモ
代表者名 代表取締役社長 小田保則
(JASDAQ・コード番号: 2778)
問合せ先 常務取締役管理担当 永井隆司
TEL (0587) 24-9771

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法違反に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会より、次の行為に関し下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、下請事業者各社と取り交わした合意書に基づき、「値引」等として、支払うべき下請代金から差し引くことにより、また下請事業者各社に対し覚書に基づき「歩引き」として、支払うべき下請代金から差し引いていた行為が、それぞれ下請法第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)の規定に違反するものと判断されたものです。

当社は、すでに平成23年6月以降、「値引」等及び「歩引き」の要請をしておらず、減額分の総額(23,272,972円)につきましては、平成24年6月迄に全額を当該下請事業者に返還いたしております。

また下請事業者に対して、無償で発注データの入力作業を行わせた行為が、下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反するものと判断されました。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、当該事業者に提供させた当該入力作業のために要した費用相当額を速やかにお支払いいたします。この返還が当社業績に及ぼす影響は軽微であり、平成24年9月18日発表の平成25年2月期業績予想に変更はございません。

今後は、かかる行為を一切発生させることの無いよう、コンプライアンスチェック体制の整備をするとともに、勧告内容等を役員および全従業員に周知徹底をするとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンス意識の向上と再発防止に努めてまいります所存でございます。

かかる法規に抵触する結果となったことは極めて遺憾であるとともに、下請事業者様をはじめ関係者の皆様に、ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

以上